

大町学区防犯組合 規約

令和6年(2024)3月24日 現在

大町学区防犯組合 規約

(名 称)

第1条 この組合は、大町学区防犯組合(以下「組合」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この組合は、大町学区町民の防犯思想の高揚を図り、町民による自主的かつ実践的な地域安全活動及び青少年の健全育成を促進し、犯罪の起こりにくい環境づくりを進め、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 この組合は、大町学区内の町内会員・自治会員(以下「会員」という。)から選出された防犯委員と地域安全推進員(防犯委員と兼務も可能)をもって組織する。

2 地域安全推進員は、安佐南防犯組合連合会、安佐南警察署から委嘱され、その活は別に定める「地域安全推進員運営要綱」による

3 各町内会長・自治会長へは、この組合の事業内容等を情報提供して、犯罪の起こりにくい環境づくり活動に務めていただく

(事務所)

第4条 この組合の事務所は、組合長宅に置く。

(事 業)

第5条 この組合は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防犯意識向上対策
- (2) 安全なまちづくり対策
- (3) 青少年健全育成対策
- (4) 各防犯組合との連絡調整
- (5) 関係機関及び団体との連絡調整
- (6) その他この組合の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第6条 この組合に、次の役員を置く。

組 合 長	1 名
副組合長	若干名
監 事	1 名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 組合長、副組合長は、役員会の推薦によって、総会において選任する
- (2) 監事は、総会において会員の中から選出する

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする

(役員職務)

第9条 組合長は、会務を総括してこの組合を代表する。

- 2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故その他理由により会務をつかさどることが出来ない場合は、組合長が指名した順位により職務を代理する。また、1名は、この組合の事務全般及び会計業務を行う

※事務・会計業務は多忙では無いため、組合長が兼務することも出来る

- 3 監事は、この組合の会計監査を行う

(会議の種類)

第10条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上(臨時総会も含む)組合長が招集し、組合長が議長となる。

(役員会)

第12条 役員会は、組合長が必要に応じて招集し、組合長が議長となる。

(会議の定数及び議決)

第13条 会議は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことが出来ないこととするが、総会においては、事前に委任状提出があれば出席とみなすことが出来る。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する

(総会の権能)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は変更に関する事
- (2) 役員選任に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 事業計画及び事業報告に関する事
- (5) その他会の運営に関する重要事項で組合長が必要と認める事項

(役員会の権能)

第15条 役員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業の実施計画に関すること
- (2) その他組合の運営に関し、組合長が必要と認める事項

(歳入)

第16条 この組合の歳入は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費 会費の額は、1世帯当たり50円とする
- (2) 地域活動費(助成金)
- (3) 交付金
- (4) その他の歳入

(歳出)

第17条 この組合の経費は、歳入をもって支弁する。

(会計年度)

第18条 この組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第19条 この組合の決算は、監事による監査を受けなければならない。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、組合の運営に必要な事項は、役員会で協議のうえ、組合長が定める。

(規約の改廃)

第21条 この規約を改正し、又廃止しようとするときは、総会において出席者の3分2以上の同意を得なければならない。

(設立年月日)

第22条 本会の設立年月日は昭和51年(1976)9月6日とする。

附 則 この規約は、昭和51年(1976)9月6日から施行する。

附 則 この規約は、平成8年(1996)4月29日 一部改正施行する。

附 則 この規約は、平成14年(2002)4月29日 一部改正施行する。

附 則 この規約は、令和4年(2022)5月29日 一部改正施行する。

附 則 この規約は、令和6年(2024)3月24日 一部改正施行する。